
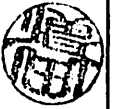










表紙共3枚

仕様書番号 第 5 号  
 作成年月日 31. 1. 28  
 作成者 座間駐屯地業務隊  
 管理科 営繕班  
 防衛技官 平澤健一

# 座間駐屯地で使用するガス

## 陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科

							業務隊長	管理科長
								
営繕班長	基地対・環保	営繕係	工事企画	管財主任	設備係長	熱管理係	作成者	
								
役務件名	座間駐屯地で使用するガス					図面番号	1/3	
種別	表紙					縮尺		
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科						平成31年1月28日		

# 仕 様 書

1 件 名：座間駐屯地で使用するガス

2 場 所：神奈川県相模原市南区新戸2958番地 陸上自衛隊座間駐屯地内

3 役務概要：

- (1) ガスの種類 都市ガス13A
- (2) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）によるものとする。
- (3) 供給圧力 中圧
- (4) 供給期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (5) 契約種別 大口契約
- (6) 対象メーター


型式	号数	メーター番号	場所	使用機器	備考
NSP	40	142696525	J-1 屋外	温水発生機	
NBP	4	519503515	J-13 1F洗濯工場	小型貫流ボイラー	
NSP	25	476695025	J-13 B1機械室	吸収式冷温水機	
NSP	120	489698429	"	温水発生機	
NSP	40	551696566	J-13 B1ガバナ室	厨房機器	
NSP	50	536696835	J-14 B1機械室	吸収式冷温水機	
NSP	25		J-11 1F機械室	吸収式冷温水機	平成31年4月設置予定
NBP	16		"	給湯器	"
NBP	16		"	ガスヒートポンプエアコン	"
NSP	16		新整備工場 機械室	温水発生機	平成31年12月設置予定

4 一般事項：

(1) 本仕様書に記載なき事項は、ガス事業法及び経済産業大臣から認可を受けた託送供給約款によるものとする。

(2) キャンプ座間入門について

- ア 座間キャンプ内への入門に際しては、在日米陸軍が定める関係規則に従い、作成者が指示する事項を速やかに準備し提出するものとする。なお、在日米陸軍及び作成者が指示する事項を満たせなかった場合の契約期間延長及び契約金額変更は認めないものとする。
- イ 座間キャンプ内への入門に際しては、入門当日に有効期限内である自動車運転免許証（記載された住所と現住所が一致しているもの（以下『同一住所』と略。）に限る。）パスポート、同一住所の住民基本台帳カード（顔写真が添付されているものに限る。）又は同一住所のマイナンバーカード（顔写真が添付されているものに限る。）のいずれかを準備し、在日米陸軍及び作成者が指示した際は速やかに提出できる者に限るものとする。なお、パスポート、住民基本台帳カード及びマイナンバーカードについては、本籍地が記載された6ヶ月以内に発行された住民票の写しを添付するものとする。

検 印		
検査官	設備係長	作成者
		

役務件名	座間駐屯地で使用するガス	図面番号	2/3
種 別	仕 様 書 (1)	縮 尺	—
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		平成31年1月28日	

ウ 車両を運転して入門する者については、自動車運転免許証に加えてパスポート、住民基本台帳カード又はマイナンバーカードのいずれかを準備するとともに、入門当日に有効期限内である以下に掲げる書類等を準備し、在日米陸軍及び監督官が指示した際は速やかに提示するものとする。

- (ア) 車検証
- (イ) 自動車賠償責任保険証
- (ウ) 任意保険証の写し (対人3,000万円以上及び対物300万円以上)

5 予定ガス使用量：

- (1) 予定年間ガス使用量 250,247 m<sup>3</sup>
- (2) 予定年間引取量 200,198 m<sup>3</sup>
- (3) 予定最大時間流量 140 m<sup>3</sup>/h
- (4) 予定月別使用量

(単位：m<sup>3</sup>)

4月	5月	6月	7月	8月	9月		
7,916	7,538	8,414	25,318	26,553	22,062		
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
8,272	10,241	30,236	37,839	34,322	31,536	250,247	

6 保安：

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス工作物について保安責任を負うものとする。ただし、同一構内に供給する他のガス供給者と共有して使用されるガス工作物については、当該供給者と保安業務等の分担について協議するものとする。
- (2) 保安責任者分界点は、ガス工作物の末端のバルブとし、詳細については協議の上、確認、決定するものとする。

7 検針及び料金：

- (1) 検針は毎月末1回とし、細部は作成者と調整すること。
- (2) 料金は、公的機関の発表する貿易統計(平成27年6月～同年8月の平均値)のガスの原料に関する価格に基づいて算定するものとする。なお、石油石炭税等租税課金はLNGトンあたり1,860円の場合のものとする。
- (3) ガス料金は、旧一般ガス事業者の原料費調整制度等に準じて調整を行い、託送供給約款に基づき算定するものとする。
- (4) 毎月のガス従量料金単価は税込価格で算出し請求金額をだすものとする。また、合計使用量及び金額の内訳として、J-14吸収式冷温水機(メータ番号:536696835)の使用量及び金額を別途だすものとする。

検 印		
検査官	設備係長	作成者
		

役務件名	座間駐屯地で使用するガス	図面番号	3/3
種 別	仕 様 書 (2)	縮 尺	—
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		平成31年1月28日	